

新領域創成のための挑戦研究デュオ 実施要領 - Frontier Research in Duo (FRiD) -

(研究の開始)

- 1 新領域創成のための挑戦研究デュオ（以下「FRiD」という。）に採択された研究代表者及び共同研究者は、採択日から、また、前年度から継続する研究課題の研究代表者及び共同研究者は、4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。ただし、予算の状況等を踏まえ配分額が決定されることに留意すること。

(法令の遵守)

- 2 研究課題の実施に当たっては、各種関係する法令、本学の規程等を遵守し、適正に研究を遂行しなければならない。

(FRiDの位置付け)

- 3-1 FRiDは、高等研究機構新領域創成部において実施する研究プロジェクトとして位置付けるため、研究代表者及び共同研究者は、高等研究機構新領域創成部に兼務するものとする。
- 3-2 前項に掲げる兼務の手続きは、高等研究機構等事務部において行う。
- 3-3 理事・副学長（研究担当）は、適宜、高等研究機構長、研究代表者及び共同研究者に研究課題の遂行の状況等の確認をすることができる。

(研究の実施場所)

- 4 研究代表者及び共同研究者の所属する部局において実施するものとする。

(研究費)

- 5-1 研究費の財源は「総長裁量経費」とする。
- 5-2 研究費は、本部から研究代表者が所属する部局へ、財源「間接経費」、目的科目「総長裁量経費（研究）」で部局間予算振替により予算配分を行う。
- 5-3 研究代表者は、共同研究者に対して研究費を配分することができる。その場合、研究代表者が所属する部局において、共同研究者が所属する部局へ、共同研究者が必要とする研究費の予算振替を行うものとする。
- 5-4 経費の執行管理に当たっては、研究代表者及び共同研究者が所属する部局において、研究課題毎に所管を設定し、研究代表者及び共同研究者別に適切に管理しなければならない。

(研究費の使用等)

- 6 研究費は、本学が定める会計規程等に従い、研究課題の遂行に当たって必要な経費（物件費、旅費、人件費、その他諸経費）に使用しなければならない。

(研究費の繰越し)

- 7 研究代表者及び共同研究者は、やむを得ず研究費を翌年度へ繰り越す必要がある場合には、研究費を繰越すことができる。繰越しについては、別途通知する。

(活動報告)

- 8-1 研究代表者は、年度毎に当該研究課題についての活動報告書を高等研究機構長に提出しなければならない。活動報告書の提出については、別途通知する。

- 8-2 高等研究機構長は、前項で提出が定められた活動報告書を確認し、必要に応じて研究代表者及び共同研究者に活動状況等のヒアリングを行うことができる。研究代表者及び共同研究者は、そのヒアリングに対し誠実に協力しなければならない。

(中間評価の実施)

- 9 研究代表者及び共同研究者は、研究課題開始から3年度目終了前までに中間評価を受けなければならない。中間評価の結果により4年度目以降の継続を判断する。中間評価の実施方法については、別途通知する。

(研究成果の発表)

- 10 研究代表者及び共同研究者は、研究課題の研究成果を発表する場合には、高等研究機構新領域創成部の所属である旨を表示するものとする。

(人権の保護及び法令等の遵守)

- 11 研究課題を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（研究協力者である海外パートナーの国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、必要な対策と措置を講じなければならない。

(事業の中断又は廃止)

- 12-1 研究代表者は、研究課題の中断又は廃止を希望する場合、その旨を高等研究機構長に事前に申し出た上、承認を受けなければならない。
- 12-2 研究課題の中断又は廃止が承認された場合は、その時点までの活動報告書を別途通知する期限までに高等研究機構長に提出しなければならない。

(その他)

- 13 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事・副学長（研究担当）が定める。